

大分トランク情報



溪石園のライトアップ(耶馬溪)

重要なお知らせ

- 違法な「白トラ」への規制・委託次数の制限等が
令和8年4月1日から強化されます
 - トラック・物流Gメン集中監視月間に活動強化！
合同パトロールを実施しました
 - 特殊車両通行許可制度から「確認制度」への移行を！



公益社団法人 大分県トラック協会

大分市向原西1丁目1-27
TEL 097-558-6311
FAX 097-552-1591
URL <http://www.ota.or.jp>

本誌には、皆様への重要なお知らせが掲載されております。必ず社内回覧をお願いします。

目次

☆重要なお知らせ

- | | |
|--|---|
| (1) 違法な「白トラ」への規制・委託次数の制限等が | |
| 令和8年4月1日から強化されます | 1 |
| (2) トラック・物流Gメン集中監視月間に活動強化！合同パトロールを実施しました | 2 |
| (3) 特殊車両通行許可制度から「確認制度」への移行を！ | 3 |
| (4) 自動点呼・遠隔点呼・IT点呼などの違いをポイント解説 | 4 |
| (5) 自動車・観光・交通政策功労者 九州運輸局長表彰 | 7 |
| (6) 求人応募率を3倍に！ 求人原稿の無料添削を始めます | 9 |

☆トピックス

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 外国人ドライバー雇用促進セミナーを開催 | 11 |
| (2) 令和7年度 労働セミナーを開催 | 13 |
| (3) 街頭啓発活動(事故ゼロの日)の実施結果 | 14 |

☆支部だより

- (1) 県北支部が宇佐市で物流出前講座を開催 16
 (2) 県南支部が佐伯市で物流出前講座を開催 17

☆女性部会だより

- 九州ブロック研修会 in OITAを開催 19

☆大分産業機械技能教育所だより 22

☆陸災防だより 23

- 金和7年度 荷役災害防止担当者研修会（陸運事業者・荷主等向け）を開催 25

☆お知らせ

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) NASVAからのお知らせ | 26 |
| (2) トラック運送業界の景況感（令和7年7月～9月期） | 27 |
| (3) 燃料価格情報 | 27 |
| (4) 行事予定表 | 29 |
| (5) 帳票関係FAX注文書 | 30 |

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。閲覧用パスワードは「6311」です。

違法な「白トラ」への規制・委託次数の制限等が 令和8年4月1日から強化されます

「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等を閣議決定

本年6月に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制や委託次数の制限等に関する規定の施行期日を、令和8年4月1日と定める政令等が、閣議決定されましたのでお知らせします。

1. 背景

改正法の一部の規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところ、今般、その施行期日を定めるとともに、施行に伴い必要な規定の整備が行われます。

2. 概要

(1) 政令改正法のうち下記事項について、令和8年4月1日より施行されます。

① 違法な白トラの利用に係る荷主等への規制

○荷主等が、白ナンバーのトラックで有償貨物運送を行う者（以下「違法な白トラ事業者」という。）に運送委託を行った場合に、新たに処罰の対象となります。

○荷主等が、違法な白トラ事業者に運送を委託している等の疑いがある場合には、国土交通大臣から当該荷主等に要請等を行うことができます。

② 委託次数の制限

○貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して、再委託の回数を2回以内までとする努力義務が課されます。

③ 貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用

○現行では貨物自動車運送事業者にのみ課されている運送契約締結時の書面交付義務等の規定が、貨物利用運送事業者にも新たに課されます。

(2) 貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令

(1)(3)に関する荷主・運送事業者間での調整を電磁的方法で行うための手続に係る規定を、貨物利用運送事業者にも準用します。

3. スケジュール

公布：令和7年11月27日(木)

施行：令和8年4月1日(水)

トラック・物流Gメン集中監視月間に活動強化 ～ トラック・物流GメンとGメン調査員が合同パトロールを実施～

本年度、国土交通省では10月・11月を「集中監視月間」と位置づけて、適正な取引を阻害するおそれのある行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化しました。

この月間における活動の一環として、11月20日に大分運輸支局2名、大分県トラック協会1名が合同で荷主パトロールとパーキングエリアでのドライバーヒアリングを実施しました。大分市内6社の荷主事業者を訪問し、違反原因行為の防止に努めていただくよう周知・啓発を行うとともに、ドライバーへのヒアリングや目安箱を案内し、トラック物流Gメン活動への協力をお願いしました。

その他にも大分運輸支局では他省庁との合同パトロールやアンケートの実施などを行いました。お困りごとのみならず、改善事例等についても運送事業者からの声をお聞かせください。

(参考)

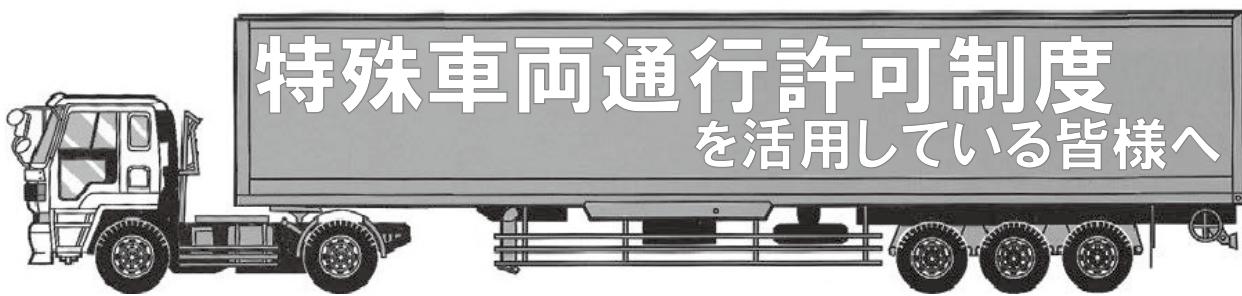
- 「貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への是正指導指針」
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001913224.pdf>
- 「荷主等の違反原因行為の通報窓口（令和7年10月1日より運用開始）」
<https://gmensystem.my.site.com/FeedbackBox/s/>

トラック・物流Gメンとは

令和5年7月に創設されたトラックGメンは、長時間荷待ちなど、トラック事業者が法令遵守できなくなるおそれのある行為（違反原因行為）を行わせている疑いのある荷主や元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく是正指導を行う部隊です。

令和6年11月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組し、物流担当部署の職員と、各都道府県のトラック協会の「Gメン調査員」を加えた総勢360名規模に体制を拡充しています。

昨年の集中監視月間（11月・12月）には全国で、「勧告」（2件）、「要請」（7件）、「働きかけ」（423件）の是正指導を行っています。



(※1)

確認制度への移行をご検討ください

「確認制度」には「許可制度」にはない様々なメリットがあります

早い



即日通行が可能です

自動化経路 拡大中

- ・ 特殊車両の利用の多い経路のみの申請は、即日で結果が出ます
- ・ 許可制度（許可を得るまでに平均1ヶ月程度必要です）を活用している方の約3割は、確認制度を使えば即日通行が可能です

割安



利用回数の多い車両には割安です

- ・ 車両を一旦登録^{※2}すれば、5年間にわたり更新不要です
- ・ 利用の多い車両は、都度申請をする許可制度より割安になります^{※3}

確実



通行可能ルートから自由に選べます

- ・ 通行可能な全ルートを提示できます^{※4}ので、当日最も早く到着するルートを選べます
- ・ 当日の渋滞や事故を避けつつ、安全で快適に遵法走行できます

※1：特殊車両通行確認制度は令和4年度に導入したETC2.0装着車向けサービスです

※2：車両登録料は5000円で5年間有効です

※3：同じ車両、同一県内で15経路の往復申請をする場合、車両登録手数料を含めても、10年で16000円割安になります（許可期間2年と比較した場合）

※4：大型車誘導区間、重要物流道路に指定された道路に限ります

確認制度の紹介動画
はこちらへ



確認制度の操作説明
動画はこちらへ



「対面での実施」のほか「業務前」

各営業所が管理する国の認定を受けた自動点呼機

「対面点呼」

運転者が日々の業務を行うため事業用自動車に乗務しようとする時、また乗務を終了した時、運行管理者または補助者(以下「運行管理者等」という)は、その都度必ず「点呼」を行わなければなりません。そして、点呼内容は法令で定められており、運行管理者等はこれを正しく行い、点呼後はその状況を点呼記録簿に記載し、1年間保存しておく義務があります。

「点呼」は、輸送の安全を担う運行管理の要であって、その確実性が損なわれるものであってはなりません。このため、基本は運行管理者等と運転者が対面で行うことが求められています。運行上やむを得ず対面で実施ができない場合は、電話その他の方法により点呼を行なうことが認められていますが、それは、遠隔地での乗務開始または終了する場合のみであり、業務の前後では必ず対面での実施が求められています。

*点呼は、総回数の3分の1以上は「運行管理者」が、「補助者」の点呼は3分の2未満とするよう解釈運用通達で規定されています。

「業務前の対面点呼」は、運転者が業務前の日常点検を実施した後の出発前に行います。

「業務後の対面点呼」は、運行終了後、速やかに行います。



- ✓ 業務前点呼の実施及び記録項目
- ✓ 点呼執行者名
 - ✓ 運転者名
 - ✓ 自動車登録番号または識別できる記号、番号等
 - ✓ 点呼日時
 - ✓ 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無、対面でない場合は具体的な方法）
 - ✓ 酒気帯びの有無
 - ✓ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
 - ✓ 日常点検の状況
 - ✓ 指示事項
 - ✓ その他必要な事項

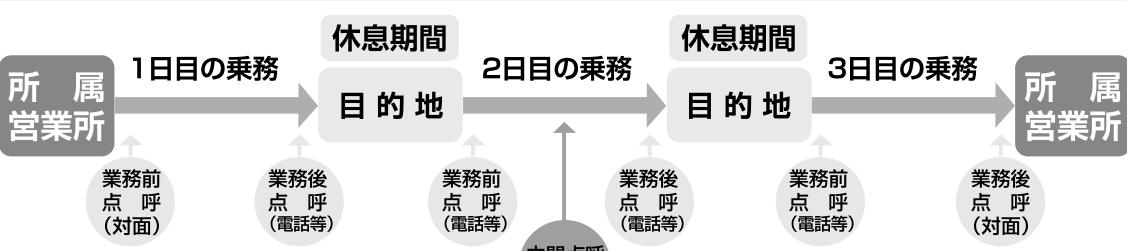
- ✓ 業務後点呼の実施及び記録項目
- ✓ 点呼執行者名
 - ✓ 運転者名
 - ✓ 自動車登録番号または識別できる記号、番号等
 - ✓ 点呼日時
 - ✓ 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無、対面でない場合は具体的な方法）
 - ✓ 自動車、道路および運行の状況
 - ✓ 交替運転者に対する通告
 - ✓ 酒気帯びの有無
 - ✓ その他必要な事項

「中間点呼」

業務前後の点呼がいずれも対面で行えない業務の場合は、業務途中で電話などの方法で「中間点呼」を実施しなければなりません。



- ✓ 中間点呼の実施及び記録項目
- ✓ 点呼執行者名
 - ✓ 運転者名
 - ✓ 自動車登録番号または識別できる記号、番号等
 - ✓ 点呼日時
 - ✓ 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無、具体的な方法）
 - ✓ 酒気帯びの有無
 - ✓ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
 - ✓ 指示事項
 - ✓ その他必要な事項



「業務後」の自動点呼は 器・システムを用いることでリモートでも可能に

運行管理者の立会なしでも点呼が可能

自動点呼は、点呼における確認、指示、判断、記録を、国が定める自動点呼機器認定要件を備える自動点呼機器に代替させて行う点呼です。実施可能な場所は、営業所、営業所車庫などです。自動点呼では、個人を識別できる生体認証機能により、従来の対面点呼と同等の確実性が担保されるよう、①自動点呼機器の機能の要件、②自動点呼機器を設置する施設及び環境の要件、③自動点呼実施時の遵守事項——の3つの要件が規定されています。また、業務前・業務後自動点呼を「自動車の車内」、「宿泊施設」などで行う場合は、あらかじめ事業者が定めた場所において、当該営業所が管理する国の認定を受けた「自動点呼機器」を用いて実施することとなります。

なお、自動点呼中に、健康状態の異常による中断やアルコールが検出された場合などの非常時は点呼が中止されるとともに、運行管理者等の対応が必要となり、従来の対面点呼と同様に、事業者、運行管理者等が運用の責任を負います。

※1 点呼は、総回数の3分の1以上は「運行管理者」が行うよう解釈運用通達で規定されていますが、「自動点呼」は、運行管理者が行った点呼として取り扱われます。

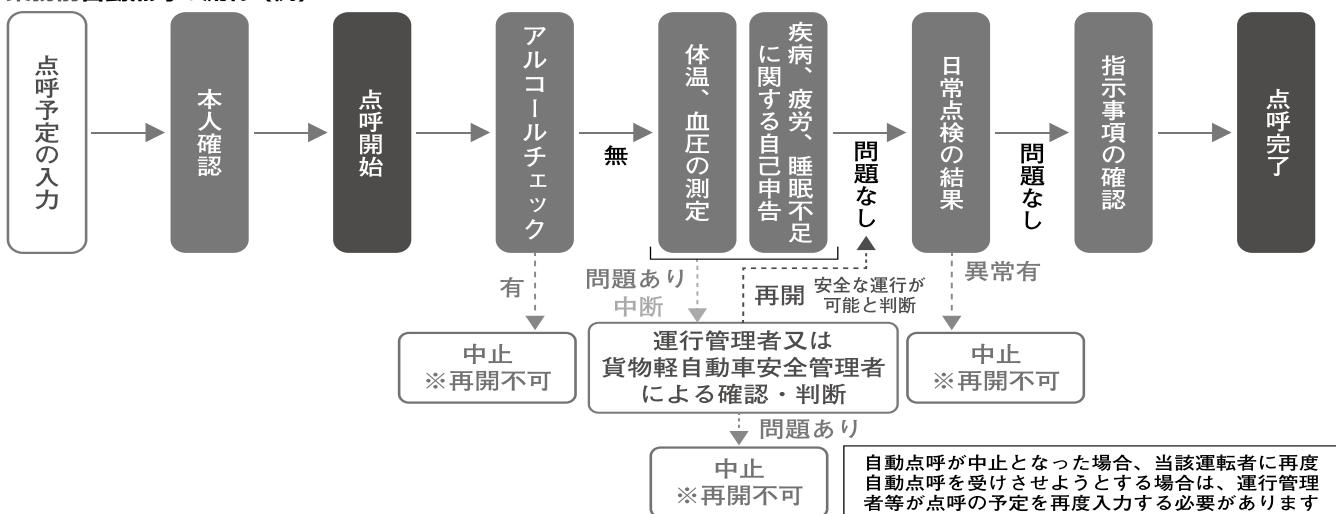
※2 自動点呼の場合は、「中間点呼」は不要であり、「運行指示書」の作成も不要となります。

「自動点呼」

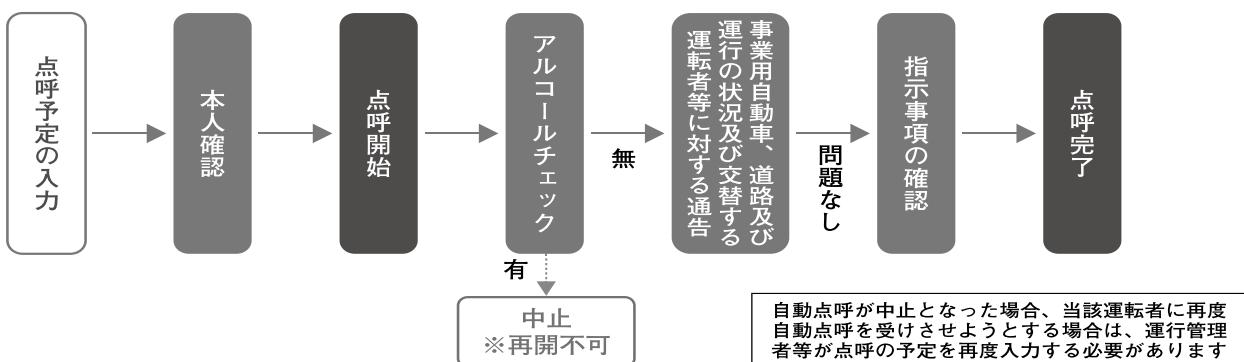
業務前自動点呼および業務後自動点呼の流れ

出典：国土交通省

業務前自動点呼の流れ（例）



業務後自動点呼の流れ（例）



※次のような場合には自動点呼機器が「警報」または「通知」を発します。「運行管理者」は、警報が出て自動点呼が完了しない場合や、アルコールが検知されたなどの場合に備えて、適切な措置を講じる体制整備が必要です。

- ▶ 業務前・業務後自動点呼を実施する予定時刻から、運送事業者があらかじめ定めた時間を経過しても点呼が完了しない場合
- ▶ アルコールが検知された場合
- ▶ 健康状態不良時
- ▶ 日常点検異常有り

●重要なお知らせ

「Gマーク」無しでも遠隔点呼が可能に　さらに事業者間もOK

「遠隔点呼」は、個人を識別できる生体認証機能による本人確認や情報共有の確実性を担保するために点呼告示に規定する遠隔点呼機器の要件を備えたシステムを用いて、当該事業者の営業所間や車庫間などで行う点呼のことと、対面での点呼と同等の扱いとなります。遠隔点呼とは異なり、要件さえ整えばGマーク認定を受けていない事業所(営業所)でも実施可能であることが大きなポイントです。

遠隔点呼を実施するためには、1.遠隔点呼機器の機能の要件、2.遠隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件、3.遠隔点呼実施時の遵守事項——を満たすことが必要です。特に、1.については、運行管理者等が対面点呼と同等の確実性を担保することが必要で、運行管理者等がカメラやモニターを通じて運転者の顔の表情・全身・酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できること、生体認証機能を利用して運行管理者等や運転者などの個人が確実に識別できることなどが必要です。2.については、点呼を実施する場所で監視カメラやモニターにより運転者の顔色や全身の状態をしっかり確認できる照度を確保することなどが求められています。そして、3.については、運行管理者等は自分が所属する営業所だけではなく、遠隔点呼を行った営業所の運転者の情報などを事前に把握しておくことなどが求められています。

また、遠隔点呼を「自動車の車内」、「宿泊施設」などで行う場合は、あらかじめ運転者を選任した運送事業者が定めた場所において、運輸支局等に届け出た「遠隔点呼機器」を用いて実施することとなります。

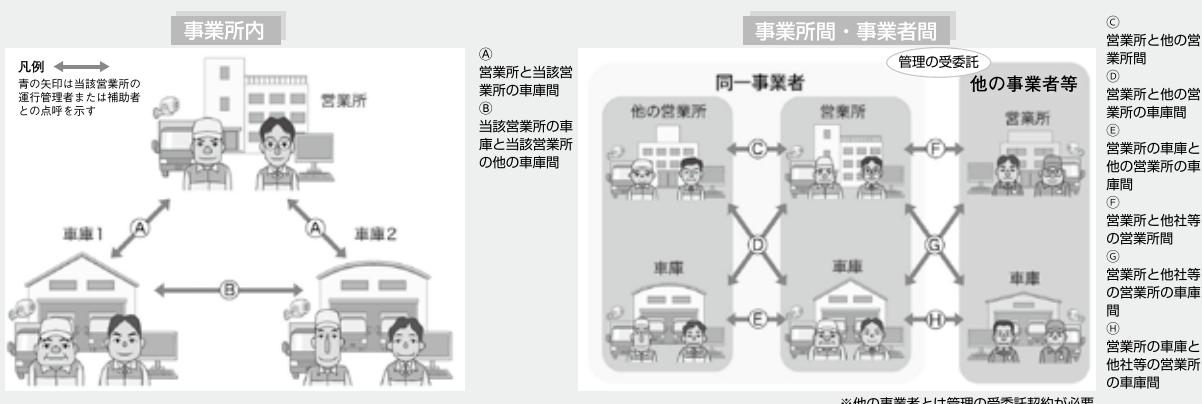
遠隔点呼によって乗務の不可が判断された時や、機器の故障などで遠隔点呼が実施できない場合の措置などもあらかじめ決めておく必要があります。

なお、これまで遠隔点呼は同一事業者の営業所間や車庫間、完全子会社等の営業所間が対象となっていましたが、「輸送の安全に関する業務の管理の受委託」に関する契約を締結することにより、事業者間での遠隔点呼の実施が可能となりました。これにより、「完全子会社による遠隔点呼」についても管理の受委託の許可申請が必要となります。一方で、従来の「同一事業者内における遠隔点呼」の届出の際必要だった「完全子会社を示す書類」については、提出は不要となりました。

*1 点呼は、総回数の3分の1以上は「運行管理者」が、「補助者」の点呼は3分の2未満とするよう解釈運用通達で規定されています。

*2 「遠隔点呼」の場合は、「中間点呼」は不要であり、「運行指示書」の作成も不要となります。

「遠隔点呼」



「IT点呼」

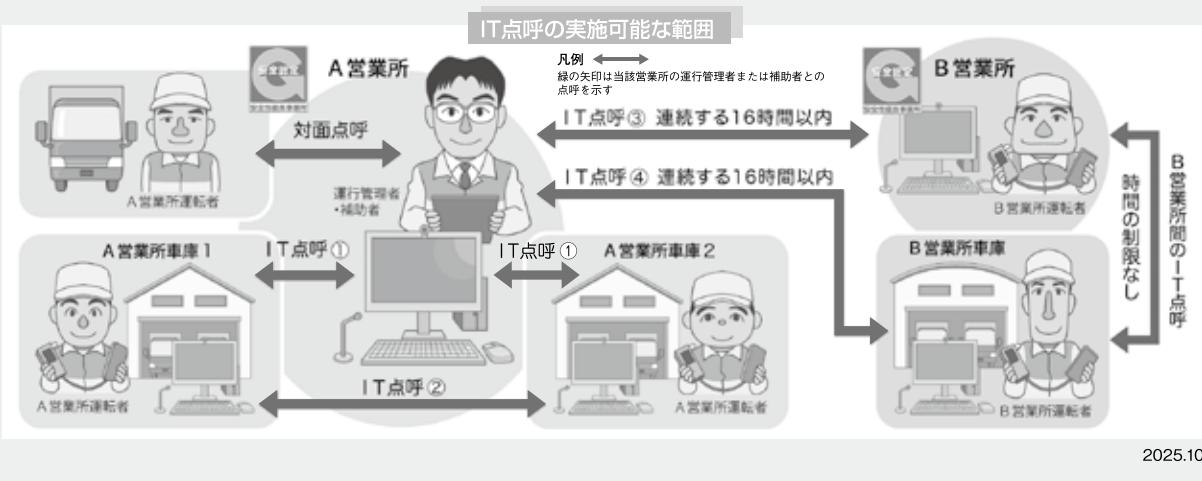
「Gマーク営業所」などは「IT点呼」が可能

「Gマーク営業所」に対するインセンティブとして、「IT点呼」が認められています。IT点呼が認められる範囲は、Gマークを取得している①営業所とその車庫間(24時間実施可能)、②営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間(24時間実施可能)、③営業所と他の営業所間(連続16時間まで)、④営業所と他の営業所の車庫間(連続16時間まで)——の4パターンです。

なお、Gマークを取得していない営業所でも営業所と車庫間においては、⑦営業所開設後3年を経過していること、①過去3年間、第1当事者となる自動車事故報告規則に規定する事故を発生させていないこと、②過去3年間、点呼の違反に係る行政処分等を受けていないこと、③適正化実施機関の直近の巡回指導評価がD、E以外であり、点呼に関する指摘がない、または点呼に係る改善報告書が3ヵ月以内に提出され改善が図られていること——の4要件をクリアすることでIT点呼が認められています。

「IT点呼」は、実施予定日の10日前までに解釈運用通達で規定する報告書を運輸支局長等に提出する必要があります。

*点呼は、総回数の3分の1以上は「運行管理者」が、「補助者」の点呼は3分の2未満とするよう解釈運用通達で規定されています。



自動車・観光・交通政策功労者 九州運輸局長表彰 大分県から18名、11事業所が受賞

九州運輸局（日向弘基局長）は10月22日、「令和7年度自動車・観光・交通政策関係功労者表彰」の受賞者を発表した。

10月27日に福岡市博多区の福岡国際会議場国際会議室にて表彰式が執り行なわれた。

大分県から、団体役員1名、事業役員6名、従業員・運転手11名、安全性優良事業名11事業所が受賞した。

九州運輸局長表彰受賞おめでとうございます

【受賞者一覧】

(敬称略)

○団体役員の部

後 藤 信 雄 さくら運輸(株) 代表取締役

○事業役員の部

江 藤 龍 治 清川物流(株) 代表取締役

中 原 寿 博 新生運送(株) 代表取締役

竹 中 豊 新生運送(株) 専務取締役

中 島 茂 樹 豊後通運(株) 代表取締役会長

辰 口 光 弥 豊後通運(株) 取締役

吉 田 忠 実 (株)オ一・エム・ケイ 代表取締役

○従業員・運転手の部

其 田 昭 典	新生運送(株) 常務取締役
高 村 勝 弘	新生運送(株) 取締役部長
大 村 政 芳	三浦運送(株) 運転者
荻 本 和 美	新生運送(株) 運転者
柳 井 裕 幸	新生運送(株) 運転者
山 際 淳 一	豊後通運(株) 運転者
中 野 紀久雄	豊後通運(株) 運転者
荒 卷 利 夫	豊後通運(株) 運転者
立 花 敏 美	豊後通運(株) 運転者
一 丸 利 弘	豊後通運(株) 運転者
荻 本 昭 雄	豊後通運(株) 運転者

【団体役員・事業役員の部】



写真前列左から 3番目 後藤社長（さくら運輸(株)）、

5番目 日向弘基運輸局長

写真後列右から 1番目 中原社長（新生運送(株)）、

2番目 江藤社長（清川物流(株)）

【従業員・運転者の部】



写真後列左から 4番目 大村氏（三浦運送(株)）

運送・タクシー業界向け

無料で応募率を3倍に! 求人原稿無料添削を始めます。

「求人を出しても応募がこない…」
「せっかく掲載しても、自社の魅力が伝わっていない気がする…」
もしそう感じいらっしゃるなら、決して貴社だけではありません。
多くの企業の“本当の課題”は、条件ではなく「伝え方」にあります。



対象 大分県内タクシー、バス、トラック業界の経営者・採用担当者

無料でプロが添削します(大分県内限定)

大分県(地域交通・物流対策室)では、運輸・運送・タクシー業界の採用力強化を目的に、人材業界のプロによる求人原稿の無料添削サービスを実施しています。
求人は「募集要項」ではなく「営業ツール」です。“誰に”“何を”“どう伝えるか”を見直すだけで、応募率は劇的に変わります。



[アドバイザー] **重松 哲** リクルーティング・パートナーズ株式会社 エグゼクティブ・ディレクター

株式会社九州リクルート企画(現リクルート)に入社。福岡本社・北九州支社を経て、大分事業所の開設責任者を経験後、株式会社リクルートに転籍。2008年に創業メンバーとして当社に入社。年商500万円の中小企業から年商4000億円の大手企業まで、また小売業から金融・インフラ業まで全業種を幅広く担当し採用戦略立案から採用実務までを包括的に支援。代表的な採用支援例としては、クルーズトレイン「ななつ星 in 九州」の立ち上げ採用支援、大手建設会社の国内最大規模となる中期3000名採用プロジェクトの責任者、福岡の新設テーマパーク開業支援等の実績多数。

応募が増える理由



▶ターゲット(誰に伝えるか)を明確化

▶魅力の再構成(何を伝えるか)

▶言葉の最適化(どう伝えるか)



「うちの求人も見てほしい」と思われたら、
今お使いの求人原稿(Word・PDF・URLいずれでもOK)をメールでお送りください。
採用したい人物像(ペルソナ)を伺いながら、
貴社に最も合った「応募が集まる原稿」の方向性を無料でご提案いたします。

申込

(E-Mail) **oita-logistics@3140pa.com**

主催

大分県

運営
問い合わせ

大分県自動車運送事業者採用人材育成事務局(リクルーティング・パートナーズ株式会社)
TEL.0120-946-059 (受付時間) 平日10時~18時

おおいた ドライバーJOBサイト



大分県内のバス・タクシー・トラック業界に関する情報を発信する
ポータルサイト『おおいたドライバー JOB サイト』開設のご案内。
今後、本サイトにて県が主催するイベントなどの案内や
貴社の求人情報の掲載も可能なサイトです。
採用活動のプラスαとして、ぜひご活用ください。

<https://recpar-lg.com/oita-logistics/>



大分県内運送業
(バス・タクシー・トラックなど)
の求人情報、掲載可能です！



求人情報の連携・拡散が可能な機能を
無料でご利用いただけます。



OWNED MAKER



地域活性事業部の営業アシスタント



リクルーティング・パートナーズ株式会社

福岡県福岡市中央区天神2-3-25 天神ZEROビル

5階

月給 280,000円~350,000円

「おおいたドライバー JOB サイト」は
採用マーケティングツール「オウンドメーカー」と連携しています。
「オウンドメーカー」には求人の作成や応募者の管理など
採用活動に必要な機能が備わっています。
作成した求人は「おおいたドライバー JOB サイト」をはじめ、
Indeed、求人ボックス、スタンバイとも連携しているため、
求人情報を拡散することができます。
無料でご利用いただけますので、この機会にぜひご活用ください。

▷ 求人情報と連携される検索エンジン

indeed PLUS

スタンバイ

求人ボックス

careerjet

HR Ads Platform

Googleしごと検索

オウンドメーカーの詳しい情報については、
下記 URL もしくは、二次元コードを読み取ってご確認ください。

<https://ownedmaker.com>



外国人ドライバー雇用促進セミナーを開催 特定技能制度（自動車運送分野）に対応



公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は11月7日、大分市向原西の大分県トラック会館において「外国人ドライバー雇用促進セミナー」を開催した。



佐藤委員長あいさつ

はじめに、主催者を代表して佐藤宗朝労働委員長が「当業界を取り巻く状況は2030年にはドライバー不足は三割以上不足するとの推計がある。ますます深刻な人手不足が続くことが懸念されている。このような状況のなか、自動車運送業が昨年3月から特定技能制度に追加され、外国人ドライバーの雇用が可能となった。本日はその特定技能制度の具体的な内容や受け入れる場合の注意事項等と、制度を利用した際の補助制度についてご講話いただく。本セミナーの内容は、皆さんの事業所の人手不足の解消につながるものと考えているので、ぜひご参考いただきたい。」とあいさつした。

セミナーは、第一部「特定技能外国人ドライバーについて」を公益社団法人全日本トラック協会経営改善事業部の坪田展周次長が講話した。

①導入の背景について②特定技能制度について③自動車運送分野について④自動車運送業分野特定技能協議会⑤特定技能一号評価試験の実施状況⑥外免切替について⑦導入コストの目安一の七項目について詳細に説明を行い、最後に質疑応



坪田次長の講話

トピックス

答が行われた。

第二部「外国人労働者等就業環境等整備促進補助金の手引きについて」を大分県中小企業団体中央会の阿南雄也主査が講話した。

①補助事業のスケジュール②補助金の制度について③報告関係④補助事業の経理⑤支出証拠書類及び経費区分ごとの注意事項⑥補助対象物の整理・保管⑦不正・不当な行為に対する処分について説明を行い、最後に質疑応答が行われた。



阿南主査の講話

特定技能制度 概要

特定技能制度は、深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設し、平成31年4月から実施された。

○特定技能1号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

(在留者数: 293,008人／令和7年2月末現在)

○在留期間 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）

○特定技能2号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

(在留者数: 1,351人／令和7年2月末現在)

○在留期間 3年、1年又は6ヵ月ごとの更新（更新回数に制限なし）

○特定産業分野（16分野） 介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業

※下線は特定技能1号のみで受け入れ可。

令和7年度 労働セミナーを開催



公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は、11月12日、大分市向原西の大分県トラック会館において、「令和7年度 労働セミナー」を開催した。



はじめに、主催者を代表して、湯浅充伸労働副委員長が「我々、運送業界は2024年問題から始まり、人手が3割減少すると言われている2030年問題まで、業界は大きく変わろうとしている。こうした中でも、私達は安定した輸送を提供するために、人材確保や作業効率、物流DXを推進していく必要がある。本日の労働セミナーは、運行管理と労務管理を効率的に実施することを目的に

湯浅副委員長のあいさつ

開催する。最後まで、よろしくお願いしたい。」とあいさつした。

セミナーは、(株)TUMIXの小久保輝夫氏が「DXと働き方改革の再確認、押さえるべきポイント」について、運送業界の状況や課題について説示したのち、財務と経営の遵法性が重要と述べ、成功と失敗例を紹介した。

続いて、テーマである「三種の神器」について、(株)ナブアシストの坂木亜津希氏が「自働点呼が解禁！メリットと運用の現実」、矢崎エナジーシステム(株)の溝口翔太氏が「デジタコ乗務員操作精度の向上と、最新機器の実態」、(株)TUMIXの佐藤栄亮氏が「実現！三種の神器、勤怠管理と改善基準告示の両立」について、最新機器やシステムについて説示した。

最後に、小久保氏が「運送業で活躍する3つのDXツールを繋げて利用するメリットは業務効率化と遵法経営である。自働点呼システムを導入して現行漏れを解消、デジタコを使用して運転者の運転品質を高める、勤怠労務ソフトを使用して運賃を値上げ、労働環境を改善したい、皆さんがやりたいことを思い出して、実現に向けて貢献するツールを選び、勤怠と労務の両立を目指し、会社の維持と存続を実現してほしい。」と述べた。

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」と定め、街頭啓発活動を実施しています。今回は、令和7年11月に実施された活動をご紹介します。

〔11月に実施した支部・分会の街頭啓発活動〕

支部名／分会名		時 間	場 所	事業社数	人 数	実施日
大分西	中 央	7:30～8:00	大分市 大分県トラック会館前	7社	10人	11月20日
	大 分 西	7:30～8:00	大分市新川町 新川交差点	5社	12人	11月20日
	大 分 南	7:30～8:00他	由布市 庄内庁舎前	5社	6人	11月20日
大分東	大 分 東	7:30～8:00	大分市 大分東警察署前	25社	25人	11月10日 11月21日
別 杵	杵 築	7:30～8:00	日出町 佐尾交差点	5社	13人	11月20日
県 北	中 津	7:45～8:15	中津市 田尻交差点	10社	19人	11月20日
	宇 佐 ・ 豊後高田	7:45～8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	10社	11人	11月20日
西 部	玖 珠	7:30～8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	2社	3人	11月20日
	日 田	7:30～8:00	日田市 玉川交差点	3社	5人	11月20日
県 南	大 野	7:30～8:00	豊後大野市清川町 道の駅きよかわ前	1社	3人	11月20日
	臼 津	11:00～11:30	津久見市 津久見幹部交番前	14社	14人	11月20日
	佐 伯	7:30～8:00	佐伯市 佐伯豊南高校交差点	10社	11人	11月20日

※11月1日現在、報告受理分を掲載

参加：97社、延べ132名

街頭啓発活動の様子

「令和7年11月」



中津分会



宇佐・豊後高田分会



杵築分会



日田分会



中央分会



玖珠分会



大分南分会



大分中央西分会



白津分会



佐伯分会

県北支部が宇佐市で物流出前講座を開催 宇佐市立深見小学校で物流出前講座

大分県 トラック協会 県北支部（松村政樹支部長）は10月23日(木)、宇佐市安心院町矢畠の宇佐市立深見小学校および宇佐市南部学校給食センター敷地内において、生徒30名を対象に物流出前講座を開催した。

物流出前講座は、はじめに松村政樹支部長から「今日の授業を通じてトラックの仕事の必要性や交通ルールを学んでもらうのと同時にトラックに親しみを持つてもらいたい。」とのあいさつがあった。

続いて、小学生たちにトラックミニ百科を用いて物の流れなどについて学んでもらった後、学校の道路向かいにある宇佐市南部学校給食センターの敷地内に並べた展示車両の紹介とそのトラックを用いた車両死角の確認、内輪差及び制動距離の実演を行った。

小学生たちは、トラックの運転席に乗り込みドライバー目線で死角を確認するなど実体験を交えながら、トラックからは視野に入らず見えない場所があるため大きな車両の陰に入らないこと、ブレーキを踏んでからトラックが止まるまでに時間がかかるため道路への急な飛び出し等をしないことなど、基本的な交通ルールについての授業を受けた。

最後の質問コーナーでは、将来トラックドライバーになりたい人を尋ねたところ、多くの男子生徒が手を挙げてくれるなど、とても有意義な活動となった。

物流出前講座



死角の確認

展示車両の紹介と車両死角の確認や内輪差および制動距離の実演など、体験型の講座を行った



交通ルールについて学習した



車両見学

県南支部が佐伯市で物流出前講座を開催

佐伯市立下堅田小学校で物流出前講座

大分県トラック協会県南支部（中野健造支部長）ならびに青年部（魚返直寿会長）は11月14日、佐伯市堅田の佐伯市立下堅田小学校および佐伯市大字長谷の佐伯市総合運動公園駐車場において、小学5年生と6年生を対象とした物流出前講座を開催した。

物流出前講座は、下堅田小学校の3階音楽室に5年生28名と6年生15名が集合したのち、担当教諭から概要説明が行われた。



中野支部長あいさつ

県南支部の中野健造支部長が「今日は皆さんにトラックのことについて勉強してもらおうと思い、こちらにやってきた。トラックが止まると皆さんの生活が大変困ることになる。皆さんの生活とトラックの物流は密接な関係にある。また、我々は物を運ぶほかにも、各地で災害が発生した時に緊急支援物資を運んだりしている。今日は、2時間半ぐらい、皆さんと色々と勉強していきたい。ぜひトラックのことを好きになってほしい。」と挨拶した。

続いて、県南支部の大野貴照事務局長が講師となり、「物流とトラック輸送」について、①物流とトラック輸送の長所、②トラックの種類、③生命線を守るトラック輸送、④トラック運送業の課題（環境問題への取組、安全への取組、ドライバー不足の問題）、⑤どうすればトラックに乗れるの？（自動車運転免許の種類）などについて質問を交えながら約30分ほど説明を行い、最後に「ここまで一緒に勉強してきたことと、この後実際に色々なトラックを見て直接触れ合い、体験学習する中で、皆さんが物流やトラック輸送のことを少しでも理解し興味を持ってくれれば嬉しいと思う。そして、皆さんが将来トラックの仕事をしてみたいと思ってくれれば、さらに嬉しく思う。」とまとめた。

座学終了後、スクールバスに乗車し佐伯市立総合運動公園駐車場まで移動した。

用途別に並べられた車両7台が展示される中で、青年部の田鹿昌弘理事（有）福伸急送 執行役員が講師を務め、各種トラックの体験学習（車両見学）



物流について学習した

◎支部だより

が行われた。

順次、7種類のトラックの役割や特徴を説明、実際に各部の動作を行うと、小学生はその動きを興味津々に見つめ、時折驚きの声があがった。

こうした説明が終わると、10分程の自由見学が行われ、各自が興味を持ったトラックを見学し、運転手等からさらに詳しい説明が行われた。

体験学習のあと、小学生の代表2名が物流講座の感想を述べ、中野支部長と魚返直寿青年部会長から記念品が贈られた。

最後に、魚返青年部会長から「今日は2時間にわたり、物流やトラックについて学んでもらったが、実際に乗ったり触れたりして、トラックを身近に感じられたのではないかと思う。人それぞれ好きなことや得意なことがあるように、トラックドライバーは運転が好きだからこの仕事をしていると思う。皆さんも大人になった時、好きなことや得意なことを仕事にしてほしいが、どんな仕事があるのかを選ぶためにも、本日の物流講座が皆さんのが役に少しでも立ったのであれば、私達も嬉しいと思う。」と述べた。

物流出前講座終了後には記念撮影が行われ、最後は児童全員が「有り難うございました。」と感謝の言葉を大声で述べた。



色々な車両を見学



児童達に記念品が贈答された



魚返青年部会長のあいさつ



全員で記念撮影

令和7年度（公社）全日本トラック協会 女性部会 九州ブロック研修会 in OITA を開催



九州ブロック女性協議会（竹之内清子会長）は11月21日(金)、別府市観海寺の杉乃井パレス（杉乃井ホテル）において「(公社)全日本トラック協会女性部会九州ブロック研修会 in OITA」を開催した。



竹之内会長

司会を大分県トラック協会女性部会副部会長の田向未央氏が務め、開会の辞を九州ブロック女性協議会の松尾かずみ副会長が述べ、開会した。はじめに、竹之内清子会長が、11月18日に佐賀関で発生した大火災の被災者に対するお見舞いの言葉を述べたのち「本日は、九州トラック協会の馬渡会長を講師に招き、“物流革新に向けた取組みの動向”をテーマに、協議会での取組みの課題として今後の展望について、

貴重なお話しを伺える。今回の研修会の開催にご尽力いただいた関係者の皆様、開催県の皆様、準備に携わった全ての皆様方に感謝申しあげる。近年、物流業界は人手不足や働き方改革、環境対応やデジタル技術の導入など大きな変革の中にある。こうした中で、地域に根ざした運送事業の役割や女性の視点を活かした新たな活動はますます重要となってくる。本日の研修が皆様にとって有意義な学びの時間となり、別府温泉とともに心も体も温まる一時となれば幸いである。」

とあいさつがあった。



加来会長（大ト協女性部会）

続いて、開催県である大分県トラック協会女性部会の加来美恵子部会長が「本日は九州各県より大分県にお越しいただき感謝申し上げる。今年は10月21日に初の女性首相が誕生し、女性活躍社会が加速する期待が膨らむ中、この大分県で女性ブロック大会が開催されることに喜びを感じている。私たちトラック運送事業は社会生活を支える要とし

●女性部会だより

て日々活動している。この業界の現状は燃料の暫定税率は廃止に向けた改正が進んでいるが、資材の高騰に加え、人手不足は深刻でドライバーの確保は急務となっている。長時間労働の規制やドライバーの労働環境の整備、物流効率化などで魅力的な業界となり、職場の環境改善が進むと新たな人材確保につながるものと確信している。」と述べた。

九州ブロック女性協議会役員の紹介ののち、講演が行われた。



講演は、九州トラック協会の馬渡雅敏会長が講師を務め、「物流革新に向けた取組みの動向について」のテーマに沿った講話を行い、①改正物流効率化法について、②トラック適正化二法（議員立法）のポイント、③適正原価について、④改正下請法（取適法）について、詳細な説示を行った。

馬渡会長

①では、改正物流効率化法の概要やトラック事業者等の努力義務及び特定トラック事業者の指定届出、特定トラック事業者の中長期計画と定期報告について、②では、事業許可の更新制度の導入、適正原価を下回る運賃及び料金の制限、委託次数の制限、「白トラ」に係る荷主等の取締り、トラック適正化二法の施行時期、③では、適正原価と標準的運賃、適正原価と標準的運賃の原価構成、④では、下請法改正の背景と趣旨、主な改正事項、特定運送委託の改正、グループ会社における運送、各種義務（委託事業者の義務、発注内容等を明示する義務、電磁的方法による書面交付、取引に関する書類等の作成・保存、支払い期日を定める義務、遅延利息を支払う義務、委託事業者の禁止行為の概要）などの詳細な説明があった。

続いて、来賓祝辞が行われ大分運輸支局の藤木淳史支局長が「物流は国民生活を支える大変重



要な社会インフラとなっている。物流の停滞が懸念される、いわゆる2024年問題に直面し、ドライバー不足や燃料価格の高騰など多くの課題

藤木大分運輸支局長　　を抱えつつも、皆様方には安定的な国民生活確保のため、昼夜を問わず物流を支え続けていることに心から敬意を表するとともに感謝申しあげる。本年4月及び6月に法律の改正が行われいる。トラックドライバーの担い手不足により2030年には34%の輸送量が不足すると言われており、トラック運送事業の持続には、働き方改革の実現、労働時間の短縮と賃金引上げ、トラックドライバーを魅力ある職業にすることが不可欠である。いずれの改正についても、トラック運送事業における下請け構造のは正



各県より参加した皆さん

や、ドライバーの適切な賃金の確保などが目的となっている。皆様におかれでは、改正法の主旨をご理解して対応していただきたい。」と述べたのち、国土交通省が設置したジェンダー主流化推進本部の取組みを説示し、その意義と必要性について理解を求めた。



仲会長（大ト協）

次に、大分県トラック協会の仲浩会長が、大分市の佐賀関で発生した大規模火災について述べ、協会として大分県と連携して緊急支援物資の輸送を行い、パーテーションや簡易ベッドなどを運んだことを報告。さらに、被災者の今後のために義援金を集めて寄付するとして、協力をお願いしたのち、「現在、トラック運送業界には良い追い風が吹いている。全日本トラック協会が中心となり国に要望をして、この数年で法律改正を行ってきた。会社が存続することは大事だが、同時に働く人が“この会社で働けて良かった”“この会社で頑張りたい”と思ってもらえるよう、給料・ボーナス・福利厚生など、毎年向上しなければならない。だが、今までのようにお客様のいいなりの料金では実現できない。そのため、運送業界が力を合わせて荷主と相談して“運賃を上げる”“料金をしっかりと貰う”ことを法律改正とともに目指してきた。運送業界の発展は、働くドライバーさんを始めとする社員の皆さん方の幸せの先につながっていると考えている。」と述べた。

最後に、公益社団法人全日本トラック協会女性部会の原玲子部会長のビデオメッセージでは、「トラック運送業界を取り巻く環境はさらに変化しており、働き方改革や人材確保の取組みがますます重要となっている。トラックドライバー不足は依然として深刻で、持続可能な運送業の実現には女性の力が大きな役割を担っている。本日の研修会では、各地域の女性部会の結束を強め課題に立ち向かう力をさらに高めていただきたい。全国の女性部会員も各地域で積極的に活動しており、共に前進していくことを心強く感じている。全日本トラック協会女性部会では“輝け！女性のパワー 物流の未来へ”的スローガンのもと、全国の女性部会の共通の目標を持ち、より活発な行動を行えるよう取り組んでいる。部会員の皆さんにはスローガンに向かって、各協会での活動や研修会への積極的な参加をお願いしたい。」と述べた。



原部会長からのビデオメッセージ



大分産業機械技能教習所だより

【令和7年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表】

試験種別			講習内容		講習料		講習実施月日	
区分	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	8年1月	2月
免許	移動式クレーン 登録大分4-移実1	全科(学科・実技) 実技のみ	5日 4日	25H 9H	108,900 99,300	4,565		16日～20日 16日～19日
		大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者(3ヶ月以上)	3日	14H	49,500	1,430	14日～16日	10日と 12日～13日 24日～26日
		建設機械施行管理技士1級(トラクター系又はショベル系以外)又は2級第4種から第6種合格者	3日	10H	47,300	1,430		
		車両系(解体)技能講習所持者	3日	6H	45,500	1,430		
	整地・運搬等 登録大分4-07	全科(学科・実技)	6日	38H	95,500	1,430	5日～9日と 13日 19日～23日と 26日	2日～6日と 9日～日 16日～20日と 24日 27日と 3/2日～6日
技能講習	解体用 登録大分4-02	車両系(整地等・旧解体)技能講習所持者 建設機械施行管理技士1級(ショベル系)又は2級第2種合格者	1日 1日	5H 3H	21,000 18,800	1,793 1,793	16日 30日	27日
	不整地運搬車 登録大分4-04	車両系(整地等) 技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	41,000	1,793	26日～27日	
	高所作業車 登録大分4-03	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者 普通運転免許所持者	2日 3日	12H 14H	41,200 42,400	2,134 2,134	14日～15日 26日～27日	2日～3日 17日～18日 26日～27日
		普通運転免許なし	3日	17H	52,100	2,134	14日～16日 26日～28日	2日～4日 17日～19日 26日～27日と 3/2日
	小型移動式クレーン 登録大分4-01	玉掛・床上ク技能講習 クレーン免許所持者 免除なし	3日 3日	16H 20H	41,800 46,200	1,375 1,375	16日と 19日～20日 27日～29日	10日と 12日～13日 24日～26日
	玉掛け 登録大分4-08	小ク・床上ク技能講習 移ク・クレーン免許所持者 免除なし	3日 3日	15H 19H	21,300 25,300	1,705 1,705	7日～9日 13日～15日 21日～23日 28日～30日	4日～6日 10日と 12日～13日 18日～20日 27日と 3/2日～3日
		フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャビラ限定なし)	2日	11H	18,200	1,650	5日と9日 26日と30日	16日と20日
	フォークリフト 登録大分4-05	大型・中型・普通運転免許所持者	4日	31H	33,000	1,650	5日～8日 13日～16日 19日～22日 26日～29日 1班	3日～6日 9日～10日と 12日～13日 16日～19日 24日～27日
		普通運転免許なし	5日	35H	34,100	1,650	土・日 17日～18日と 24日～25日	
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)		2日	13H	12,100	1,705	5日～6日 26日～27日	2日～3日 16日～17日
	小型車両系(機体質量3トン未満)		2日	13H	13,400	1,375	28日～29日	
	ローラー(制限なし)		2日	10H	13,400	1,551	19日～20日	2日～3日
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)		2日	12H	13,400	1,650	30日と2/2日	
	テールゲートリフター		1日	6H	11,200	957	13日	
	職長・安全衛生責任者教育		2日	14H	13,400	1,650	5日～6日 19日～20日 29日～30日	9日～10日 24日～25日
	熱中症予防労働衛生教育		1日	3.5H	4,400	1,540		

陸災防だより

令和7年度 講習案内

当支部では、20年以上もの間、価格の維持に努めてまいりましたが、昨今の物価高騰により、誠に遺憾ながら受講料を見直すこととなりました。つきましては、以下のとおり、受講料を改定いたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◆受講希望日を電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

※各々定員になり次第締め切ります

◎**交通労働災害防止担当管理者** (定員20名)

終了しました

◎**はい作業主任者技能講習** (定員各50名)

終了しました

大分労働局長登録・登録番号第48-5号

終了しました

【今年度最後の講習です】

1月26日(月)・27日(火)

◎**積卸し作業指揮者安全教育** (定員30名)

終了しました

◎**車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育** (定員30名)

終了しました

◎**テールゲートリフター特別教育** (定員50名)

終了しました

【受講料等のご案内】

(税込表記)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	11,000円	無料
積卸し作業指揮者		8,800円	無料
車両系荷役運搬機械		7,700円	無料
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	6,600円	無料
テールゲートリフター特別教育		7,810円	無料

※令和6年度～令和10年度（5年間）は会員への助成事業として、陸災防大分県支部が開催する技能講習・安全教育のテキスト代は無料と致します。

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部（リクサイボウオオイタケンシブ）

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。（申込書も2週間前までに提出ください。）

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。 ※インボイス登録番号 T4010405001852

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。（HP：<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL：03-3452-3371、3372）

〔問い合わせ先〕

**陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部**
(支部長 石博誠二)

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm
写真の裏に氏名
を記入のこと。
デジカメ 不可
カラーコピー 不可
写真1枚
(貼らないこと)

受講年月日	自 令和 年 月 日	受講講習名		
	至 令和 年 月 日			

フリガナ 氏 名		男 ・ 女	※ 修了証 交 付	番 号	第 号	
				年月日	令和 年 月 日	
生年月日	昭和 平成 令和	年 月 日				
現 住 所	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			TEL・携帯	— —	
				FAX	— —	
				アドレス	@	
勤務先	所在地	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			TEL	— —
					FAX	— —
					アドレス	@
フリガナ 名 称			※ 事業主 証 明	昭和・平成・令和 年 月 から 昭和・平成・令和 年 月 まで 経験 年 ケ月	印	

下欄に、講習の一部免除を証明する資格証明書等を添付して下さい。

自動車運転免許証(写)

技能講習修了証(写)

ここに 「運転免許証の写し」 を貼って下さい。	
--------------------------------------	--

注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。

2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
 特定の場合とは、はい作業主任者技能
 講習を指す。

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	印

※ 照 合	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
			現金・振込		
入金日 / 受講料		テキスト代	合計	円	

令和7年度 荷役災害防止担当者研修会（陸運事業者・荷主等向け）を開催

令和7年11月19日(水)13時から大分県トラック会館5階において、墜落・転倒等の荷役災害の防止、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの周知を目的に標記研修会が開催され、運送事業者・荷主等30名が出席した。



田畠講師

研修会では、陸上貨物運送事業労働災害防止協会の田畠裕司安全管理士から、以下の内容について講話があった。

- 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務
- 荷役作業における労働災害防止対策
- 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚
- 荷主等と陸運事業者との連絡調整
- 関係法令 貨物自動車運送事業法が改正→運送契約締結時の書面交付義務化

改めて、荷主の参加者に対し、事前通知のない荷役作業を実施させないこと、また手積み・手卸しからパレット作業への切り替えなど、作業者の負担軽減に向けた配慮をお願いした。

荷役災害防止担当者についての詳細を学ぶことのできる貴重な機会となった。

終了後は参加者全員に受講修了証が交付された。



研修会会場風景



NASVAは安全・安心のパートナー

独立行政法人
自動車事故対策機構

お知らせ

開業日について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日（祝日の場合は火曜日以降）とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇ 令和7年度 開業日カレンダー ◇

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8年1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

（注：各支所の開業時間は8時30分～17時15分となっております）

独立行政法人 自動車事故対策機構 大分支所

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階
☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156
<http://www.nasva.go.jp>

「トラック運送業界の景況感（速報）令和7年7月～9月期」

（令和7年11月調査の公開について）

公益社団法人全日本トラック協会は、「トラック運送業界の景況感（速報）令和7年7月～9月期」をとりまとめ、11月14日より全ト協ホームページにて公開いたしました。資料は下記のホームページリンク先よりダウンロードのうえ、ご活用ください。

全ト協ホームページリンク先

- ◆ 「第131回 トラック運送業界の景況感（速報）令和7年7月～9月期」

https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/keikyo/2507_09.pdf

【燃料情報】

令和7年10月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価格（円）

	価格（県内）		
	最高	最低	平均
スタンド平均	153.0	116.3	131.0
ローリー平均	121.1	108.5	113.2
カード平均	140.0	114.8	122.5

2. 購入メーカー

	件数	割合
E N E O S	6	27.3
出 光	2	9.1
昭 和 シ ェ ル	1	4.5
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	7	31.8
そ の 他	6	27.3
合 計	22	100.0

区分	月	26年 11	12	27年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
スタンド	大 分	130.1	130.2	135.0	135.4	136.7	139.5	132.6	125.9	129.7	130.3	129.3	131.0
平 均	全 国	125.4	127.3	130.2	131.8	132.7	133.1	128.8	122.6	125.1	125.0	126.2	124.9
ローリー	大 分	115.0	115.9	120.1	121.9	124.5	123.7	116.0	110.2	113.8	114.7	115.2	113.2
平 均	全 国	114.7	118.3	120.6	121.4	123.7	124.5	117.2	110.6	113.4	114.1	115.0	113.1
カ ー ド	大 分	119.6	123.5	129.2	131.5	131.8	135.3	124.2	116.6	123.7	124.6	123.1	122.5
平 均	全 国	124.6	126.6	130.1	131.2	133.3	134.0	128.8	121.5	124.3	125.7	126.0	124.1

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ（消費税抜きの価格）

注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和7年10月)

令和7年11月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和7年10月

単 純 計 算 表

地区:九州(沖縄除)

給 油 別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
価 格	123.93	113.84	127.45

令和7年10月

元 売 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	123.89	113.88	127.51
出光昭和シェル	128.88	114.45	122.91
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	121.05	112.10	134.35
そ の 他	118.23	113.38	129.28

令和7年10月

購 入 量 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	124.34	114.18	128.58
30～50キロリットル未満	114.10	114.75	116.94
50～100キロリットル未満		113.21	126.75
100キロリットル以上		112.11	114.80

令和7年10月

支 払 期 限 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	126.32	116.46	121.73
30～60日未満	122.68	113.83	128.53
60 日 以 上	129.48	111.53	120.90

軽油価格推移表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和7年6月	123.72	111.27	124.02
令和7年7月	124.98	114.90	128.97
令和7年8月	127.02	115.17	128.78
令和7年9月	126.32	115.96	128.17
令和7年10月	123.93	113.64	127.45

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（12月16日～令和8年1月15日）

日	曜	行 事
16	火	正副会長会（15:00 日田市 寶屋本店） 第6回臨時理事会（16:00 日田市 寶屋本店）
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	中九州横断道路広域シンポジウム（14:00 竹田市総合文化ホールグランツ竹田）
26	金	仕事納め
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	
31	水	
1/1	木	元日
2	金	
3	土	
4	日	
5	月	令和8年新年祝賀互例会（11:00 レンプラント大分）
6	火	
7	水	令和8年陸運関係新年賀詞交歓会（11:00 レンプラントホテル大分）
8	木	全国専務理事業務連絡会議（14:00 ホテル日航奈良）
9	金	
10	土	
11	日	
12	月	成人の日
13	火	第2回 適正化事業業務検討WG（14:00 全日本トラック総合会館）
14	水	
15	木	

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単位	単価(円)	ご注文部数
1	運転日報（基本）	100枚	220	
2	運転日報（応用）	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1冊	176	
5	点呼記録表（25名用A）	100枚	781	
6	点呼記録表（25名用B）	100枚	781	
7	点呼記録表（12名用A）	100枚	451	
8	点呼記録表（12名用B）	100枚	451	
9	点呼記録表ファイル（12名用）	1個	1,595	
10	点検整備記録簿	1冊	396	
11	車輌管理台帳	1冊	286	
12	運転者台帳	50枚	660	
13	運転者台帳ファイル	1冊	990	
14	運行管理者届	1枚	77	
15	整備管理者届	1枚	77	
16	運行管理規程	1冊	264	
17	整備管理規程	1冊	198	
18	タコチャート紙 M7-120	1箱	660	
19	タコチャート紙 M7-140	1箱	660	
20	タコチャート紙 M26-120	1箱	660	
21	タコチャート紙 M26-140	1箱	660	
22	運送約款（掲示用）	1枚	132	
23	運送約款（冊子）	1冊	198	
24	運行指示書（輸送文研社）	1冊	627	

ご住所（〒　　－　　）	お電話 (　　)　　－
貴社名	担当者名

※この帳票注文書をコピーして必要事項を記入のうえFAXにて送付してください。

ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

道路情報 配信中!!

事務所 HPへ

国道 LIVE 映像

管内図

カメラのアイコンをタップ

専用タイヤ または
ターンの準備を

出かける前に
道路の状態を確認!!

遠見野口出町 赤林2

国道 210 と 10 ROUTE 中津市～大分市の情報

豊後大野市～佐伯市の情報

国道ライブ映像

特に積雪・路面凍結が多い国道210号はカメラを多数配置して配信しています。

道路ライブ

スマホ・PCでアクセス!

道路ライブ画像

積雪・路面凍結が多い国道57号を中心に、ライブ画像を配信しています。

大分河川国道事務所

所管する国道10号と210号の他に、大分川・大野川の情報等も発信中。

X(旧Twitter)

お問い合わせ ⇒

佐伯河川国道事務所

所管する国道10号と57号の他に、番匠川の情報等も発信中。

国土交通省 大分河川国道事務所

(097) 544-4167 (代表)

国土交通省 佐伯河川国道事務所

(0972) 22-1880 (代表)

※ 大分河川国道事務所のホームページ「リアルタイム道路情報」で気温・路温、道路雨量、道路情報板等、現在の道路情報が表示されます。

道路緊急ダイヤル #9910 24時間受付

道路の危険や異常等を見かけたら
お知らせください！

その他
道路に関する情報

●日本道路交通情報センター
全国共通ダイヤル | 050-3369-6666
大分情報 | 050-3369-6644
携帯短縮ダイヤル | #8011

●ハイウェイ交通情報 (NEXCO西日本)
<https://www.w-nexco.co.jp>
《NEXCO西日本お客様センター》
TEL : 0120-924863



危険!! 雪道走行

ノーマルタイヤでの走行はNG!



積雪道路
凍結道路

冬用タイヤ・チェーンの装着を!!

後悔する前に…

全輪に
装着で
OK



スタッドレス
スノータイヤ

駆動輪に
装着で
OK



タイヤチェーン

NG

責任はあなたに!
ノーマルタイヤ



チェーン規制に
関わらず
対策が必要



お出かけ前に 国道ライブと Twitter で 道路の情報をチェック!

国道 10 号 (中津市～大分市)・210 号 の情報

国道ライブ登録

お問い合わせ先



国土交通省 大分河川国道事務所
（097）544-4167 (代答)

X (旧Twitter)



国道 10 号 (壹岐大野市～佐伯市)・57 号 の情報

国道ライブ登録

お問い合わせ先



国土交通省 佐伯河川国道事務所
（0972）22-1880 (代答)

X (旧Twitter)



道路緊急ダイヤル

#9910

24 時間受付

道路の危険や異常等を
見かけたら
お知らせください!